

鳥取県事業承継経営強化奨励金 申請の手引

鳥取県では、これから事業承継を行う事業主の方で、商工団体・金融機関等から支援を受けながら、事業承継計画書の策定（承継を実行するための現在の個別経営課題の解決に向けた提案や助言指導も含まれます）について、外部の専門家から支援を受ける事業主の方に対し、鳥取県事業承継経営強化奨励金（以下「奨励金」といいます。）を支給します。

奨励金は、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領（以下「支給要領」といいます。）により申請していただきますが、申請に当たっての注意点等をまとめましたので、参考にしてください。

《目次》

(ページ)

【重要】この奨励金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 奨励金の支給手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 奨励金の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 奨励金の仕組み

(1) 奨励金支給の条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

(2) 事業計画の認定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(3) 奨励金の申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

4 Q & A

(1) 事業計画の認定手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(2) 奨励金の申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5 書類の提出先・奨励金に関するお問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

資料

・鳥取県事業承継正規雇用奨励金支給要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

・鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

・鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

・提出書類等チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【重要】この奨励金について

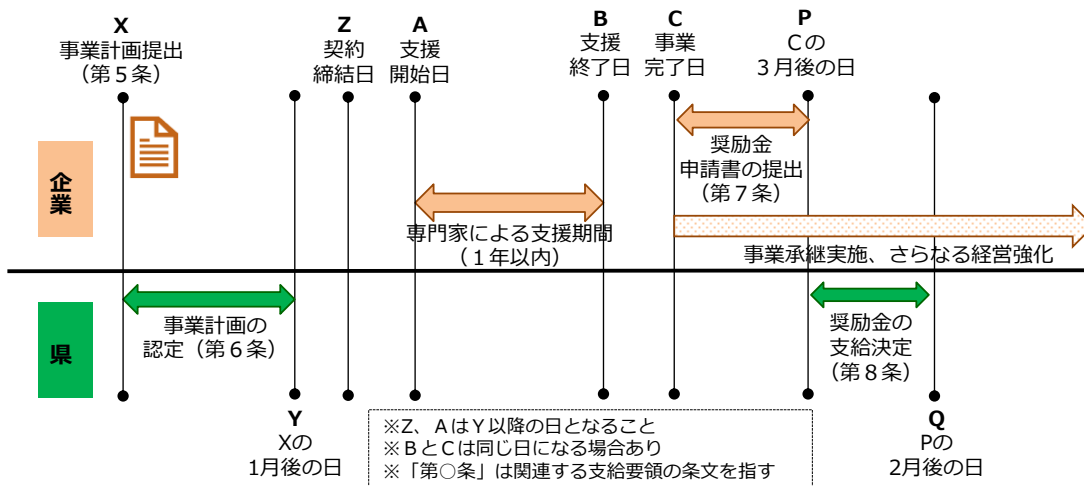
○この奨励金は、これから事業承継を行う事業主の方で、県内の商工団体又は金融機関等から事業承継に係る支援を受けており、事業承継計画書の策定（承継実行のための個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導も含む）のために外部の専門家（専門家）から支援を受ける**事業主に支給する**ものですので、「事業主」が申請してください（専門家が申請することはできません）。

1 奨励金の支給手続の流れ



項目	実施者	時期	内容
①事業計画書の提出	企業	専門家の支援を受ける前（②の認定も）	専門家からの支援（予定）を記載した事業計画書（様式第1号）を県へ提出してください。
②事業計画の認定・不認定	県	①の事業計画書の受理日から1か月以内	①で提出された事業計画の内容を県で審査し、計画の認定・不認定を通知します。
③事業計画の実施	企業	事業計画の認定日以降の日を開始日とし、開始日から1年間	②で認定を受けた事業計画を実施します（＝専門家の支援期間は1年以内）。
④奨励金の支給申請	企業	事業完了日（専門家の支援の終了日又は専門家への謝金等の支払日のうち遅いほうの日）から3か月以内	②で認定を受け、事業が完了したら、奨励金支給申請書（様式第3号）を県へ提出してください。
⑤支給・不支給の決定	県	④の支給申請書の受理日から2か月以内	④で提出された支給申請書の内容を県で審査し、支給・不支給の決定を通知します。
⑥奨励金の振り込み	県	⑤の支給決定日から1か月程度	⑤で支給を決定した後、奨励金支給手続を行います。

スケジュール



2 奨励金の金額

支給対象経費の2分の1（1円未満切捨て）又は20万円を比べて低いほうの金額

※支給対象経費とは、「①専門家へ支払った謝金及び旅費交通費（謝金等）」から「②消費税・地方消費税相当額」「③今回奨励金を受けようとする謝金等に対して他の助成制度等により支給を受けた金額」を除いた額（①－②－③）をいいます。

例1) ①が54万円、②が4万円、③が5万円だった場合、支給対象経費は45万円。

$45万円 \times (1/2) = 22.5万円 > 20万円$ で、奨励金額は20万円となります。

例2) ①が21.6万円、②が1.6万円、③が0円だった場合、支給対象経費は20万円。

$20万円 \times (1/2) = 10万円 < 20万円$ で、奨励金額は10万円となります。

例3) ①が48.6万円、②が3.6万円、③が5万円だった場合、支給対象経費は40万円。

$40万円 \times (1/2) = 20万円 \geq 20万円$ で、奨励金額は20万円となります。

※同一の事業主への奨励金支給額の上限額は20万円とします。

3 奨励金の仕組み

(1) 奨励金支給の条件

専門家の支援を受けた事実だけでは奨励金は支給できません。 次の条件を全て満たしてください。

(文中の「第○条」は関連する支給要領の条文を指します)



《条件1》奨励金を申請する事業主に関する条件

- 鳥取県内に所在すること。(第2条)
 - 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者に該当すること。(第2条)
- ⇒具体的には、以下の表に示す会社及び個人、組合(企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、その他組合)を指します。

(中小企業者の定義)

業種	定義(下記を満たす会社及び個人)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下
小売業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下

- 事業承継をこれから行う事業主で、県内の商工団体又は金融機関等から事業承継に係る支援を受けていること。(第2条)
- より専門的な支援として、事業承継計画書の策定(事業承継計画書に沿って事業承継を実行するために行われる、現在の個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導を含む)に係る支援を、外部の専門家から支援を受けること。(第2条、第3条)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営んでいないこと。(第2条)
- 事業主が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から事業計画の認定(又は不認定)を決定する日までの間において、法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)がないこと。(第6条)
- 事業計画の認定を県から受けていること。(第6条)

- 事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給（又は不支給）を決定する日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）がないこと。（第9条）
⇒「**重大な法令違反の事実**」について詳しくは補足1へ
- 事業計画の認定が決定されるまで又は専門家との契約等を締結するまでに事業を開始していないこと。（第9条）
- 事業主又は専門家が暴力団と密接な関係にないこと（第10条）。

《条件2》 その他の条件

- 認定・申請の期限を守っていること。（第6条、第8条）
⇒事業計画認定：専門家の支援が開始される前（＝支援を受けることを計画後、速やかに）
⇒奨励金申請：事業完了日から3か月以内（事業計画認定を受けた者に限る）
- 本奨励金以外に類似する県の奨励金等を支給されていないこと。（第12条）
⇒「**類似する県の奨励金**」について詳しくは補足2へ

補足1 「重大な法令違反」とは

以下のようなケースを想定しています。

- ・補助事業の取消し ・食品偽装 ・労働基準法違反
- ・その他奨励金を支給することが社会的に許容されないと県が判断する法令違反等

補足2 併用を禁止する「類似する県の奨励金等」

本奨励金の申請者に対して以下に示す別の奨励金等が支給されているときは、本奨励金を支給しません（ただし、これ以外にも併用不可となる場合もあるので、特に県の支援制度を利用している場合は、担当に事前に確認してください）。

- ・とっとり企業支援ネットワーク外部専門機関連携要領による支援制度

【国や他の地方公共団体の類似する奨励金との併用について】

県としては、国や他の地方公共団体の類似の制度との併用は認めます。しかし、国や他の地方公共団体は、本奨励金との併用を認めていない場合があるので、併用しようとする制度の所管機関に確認してください。

（2）事業計画の認定手続

奨励金の申請を行おうとされる方は、専門家の支援を受ける前に事業計画を提出し、事業計画の認定を受ける必要があります。

ア 事業計画申請書を提出する時期（第5条）

専門家の支援を受ける前に事業計画書を提出し、事業計画の認定を受けてください。
《注意》事業計画認定後、事業を開始（＝専門家の支援を開始）してください。

イ 申請に必要な書類（第5条）

巻末に必要な書類の一覧表（チェックリスト）を付けているので、提出前に揃っているか必ずご確認ください。書類が不足していると、事業計画の認定の審査ができません。

(3) 奨励金の申請手続

事業計画の認定を受けた方で、事業が完了された方は、奨励金の申請書を提出してください。事業計画の認定を受けただけでは、奨励金を支給できません。

ア 奨励金支給申請書を提出する時期（第7条）

事業完了日から3か月以内に奨励金支給申請書を提出してください。

※事業完了日とは、「専門家の支援が終了した日」又は「専門家へ謝金等を支払った日」のうち遅いほうの日をいいます。

《注意》申請期間を過ぎた書類は受け付けません。申請をお忘れ無きようお願いいたします。

イ 申請に必要な書類（第7条）

巻末のチェックリストで、申請前に書類がそろっているか必ずご確認ください。書類が不足していると支給要件を満たしているか審査ができないので、支給の決定ができません（奨励金の振込みがその分遅くなります）。

(4) その他

- 奨励金の支給要件を満たしていても、この奨励金の制度趣旨に沿わないことが明らかな場合は、支給しません。（第9条）
- 偽り、その他不正の行為によって奨励金の支給を受けていたとき、支給すべき額を超えて奨励金の支給されていたときは、奨励金の全部又は一部の返還が生じます（第11条）。
- 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。
- 奨励金支給後、その後の経営や事業承継の状況について、照会を行う場合がありますので、その際には御協力をお願いします。

4 Q & A



(1) 事業計画の認定手続

Q1-1 本奨励金の対象となる事業計画は、「事業承継が行われる前」の支援ですか。

A そのとおりです。現在は事業承継を行うための計画を策定していない、あるいは事業承継に向けた行動をこれからとられる事業主の方が、事業承継計画書の策定（事業承継計画書に沿って事業承継を実行するために、現在の個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導を含む）について専門家から支援を受ける事業が、本奨励金の対象です。

事業承継が既に行われ、後継者が経営者となった後の経営強化・安定化に対する専門家の支援は、本奨励金の対象とはなりません。

Q1-2 事業計画はいつ提出すればよいですか。

A 専門家から支援を受けることを計画したら、速やかに提出してください。専門家の支援が始まるまでに、事業計画を提出し、事業計画の認定を受けてください。

Q1-3 事業計画には、現在支援を受けている県内の商工団体、金融機関等の証明が必要ですか。

A はい。事業計画書に証明をもらった上で、提出してください。証明書として別紙で提出いただいても構いません。

なお、支援を受ける県内の機関は、商工団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）、金融機関のほか、信用保証協会、事業引継ぎ支援センター、よろず支援拠点、認定経営革新等支援機関とします。

Q1-4 専門家からの支援を受けることを口頭で約束している場合、奨励金の支給対象とはなりませんか。

A なりません。契約書、覚書等、名称・形式は問いませんので、書面を交わしてください。この書面が奨励金支給申請書の添付書類となります。

Q1-5 専門家は個人でも法人でもよいですか。

A 個人でも法人（経営コンサルタント会社等）でも構いません。

Q1-6 「事業計画の認定を受けた日」と「支援期間の初日（支援が開始された日）」は同じ日である必要がありますか。

A 同じ日でも異なる日でも構いません。ただし、事業計画認定日が支援開始日より遅い場合は奨励金の支給対象外とします。

例1) 事業計画認定日 当該年4月20日、支援開始日 同年5月1日 ⇒ ○

例2) 事業計画認定日 当該年4月20日、支援開始日 同年4月20日 ⇒ ○

例3) 事業計画認定日 当該年5月1日、支援開始日 同年4月20日 ⇒ ×

Q1-7 「支援を受ける専門家が決定した日（専門家との契約締結日）」と「支援期間の初日（支援が開始された日）」は同じ日である必要がありますか。

A 同じ日でも異なる日でも構いません。ただし、契約締結日が支援開始日より遅い場合は奨励金の支給対象外とします。

例1) 契約締結日 当該年4月25日、支援開始日 同年5月1日 ⇒ ○

例2) 契約締結日 当該年4月20日、支援開始日 同年4月20日 ⇒ ○

例3) 契約締結日 当該年4月25日、支援開始日 同年4月20日 ⇒ ×

事業計画認定日(Q1-6)、契約締結日、支援開始日の3つの日が同じでも構いません。

Q1-8 専門家の支援を受けられる期間に制限はありますか。

A 本事業を活用して専門家の支援を受けられる期間（＝専門家の支援が開始された日から支援が終了した日まで）は、最長1年です。

Q1-9 事業計画書が認定されない場合は、どのような場合ですか。

A 申請者が事業計画書の提出日の1年前の日から事業計画の認定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合や暴力団と密接な関係にあると認められる場合、本奨励金制度の趣旨に合わない事業計画である場合です（第6条、第10条）。

Q1-10 事業計画書が認定されれば、必ず奨励金が支給されますか。

A 予算等の状況によるので、事業計画書の認定は奨励金の支給を確定するものではありません。また、奨励金申請書が申請期限までに提出されなければ、奨励金は支給されません。

Q1-11 事業計画書の様式はどこで入手できますか。

A 鳥取県庁ホームページ(とりネット)からワード形式の様式をダウンロードできます。

アドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/273817.htm>

(トップページ→商工労働部→企業支援課→事業承継・事業引継ぎに係る支援→事業承継経営強化奨励金)

Q1-12 専門家の支援が始まってから事業計画書を提出してもよいですか。

A 専門家の支援が始まるまでに、事業計画書を提出し、事業計画の認定後に事業を開始してください。

Q1-13 事業計画書はどこへ提出するのですか。

A 8ページの「5 書類の提出先・奨励金に関するお問合せ先」をご覧ください。

(2) 奨励金の申請手続

Q2-1 奨励金の支給申請はいつ行えばよいですか。

A 事業完了日(「専門家の支援が終了した日」又は「専門家へ謝金等を支払った日」のうち遅いほうの日)から3か月以内に支給申請をしてください。なお、事業計画の認定を受けていない場合は、支給申請できません。

Q2-2 奨励金が支給されない場合は、どのような場合ですか。

A 申請者又は専門家が事業計画書の提出日の1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認められる場合や暴力団と密接な関係にあると認められる場合、事業計画の認定前に事業を開始していた場合、本奨励金制度の趣旨に合わない事業計画である場合です(第8条、第9条)。

Q2-3 認定を受けた事業計画書の内容から変更がありました。どうすればよいですか。

A 実際に支援を受けた内容を支給申請書に記載してください。

Q2-4 支給申請書の提出時にどのような書類が必要ですか。

A 専門家の支援を受けたことを示す書類(契約書、覚書等)、支援の内容を示す書類(事業承継計画書又は支援報告書の写し)、専門家に対し謝金等を支払ったことを示す書類(請求書、領収書等の写し)、他の助成制度を活用されている場合は他制度の支給決定通知書等の写しを添付してください。(チェックリスト)。

Q2-5 奨励金申請書の様式はどこで入手できますか。

A 鳥取県庁ホームページ(とりネット)からワード形式の様式をダウンロードできます。

アドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/273817.htm>

(トップページ→商工労働部→企業支援課→事業承継・事業引継ぎに係る支援→事業承継経営強化奨励金)

Q2-6 うっかりしていて支給申請書の申請期限を過ぎてしまいました。何とかありませんか。

A 申請期限を過ぎた書類は受け付けられませんので、奨励金の支給はできません。

Q2-7 支給申請書はどこへ提出するのですか。

A 8ページの「5 書類の提出先・奨励金に関するお問合せ先」をご覧ください。

5 書類の提出先・奨励金に関するお問合せ先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部企業支援課

電話：0857-26-7243、7241

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/273817.htm>

(とりネットトップページ→商工労働部→企業支援課→事業承継・事業引継ぎに係る支援→事業承継経営強化奨励金)

※奨励金の申請書は郵送でも受け付けます。



奨励金について、何かわからないことがあれば、上記担当までご相談ください。

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内中小企業者の円滑な事業承継・事業引継ぎ（以下「事業承継」という。）の促進を目的として、事業承継計画書の策定のために外部の専門家から支援を受ける事業主に「鳥取県事業承継経営強化奨励金」（以下「奨励金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(支給対象事業主の要件)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する事業主（以下「対象事業主」という。）に対して予算の範囲内で支給するものとする。

- (1) 県内に所在し、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業主であること。
- (2) 県内の商工団体、金融機関等の支援を受けながら、事業承継を行う事業主で、外部の専門家（以下「専門家」という。）を活用して次条に規定する対象事業を行う事業主であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む事業主ではないこと。

(支給対象事業)

第3条 奨励金の支給対象とする事業は、事業承継の時期及び具体的な対策や行動を定めた事業承継計画書を策定する事業（事業承継計画書に沿って事業承継を実行するために行われる、現在の個別の経営課題の解決に向けた提案及び助言指導を含む）とする。

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、専門家への謝金及び旅費交通費（以下「謝金等」という。）から消費税並びに地方消費税に相当する額及び謝金等に対して他の助成制度等により支給を受けた金額を除く額（以下「支給対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額（1円未満は切捨て）と200千円を比較して、低いほうの金額とする。

- 2 同一の対象事業主に対する支給額は、200千円を上限とする。

(事業計画書の提出)

第5条 奨励金の申請を行おうとする対象事業主（以下「申請事業主」という。）は、事業開始日より前に、鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を県に提出し、次条の規定により事業計画の認定を受けるものとする。

- 2 県は、前項の規定により提出された事業計画書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

(事業計画の認定等)

第6条 県は、受理した事業計画書の内容を本要領に基づき審査し、適正であると認められる時は事業計画を認定するものとする。

- 2 県は、前項又は次項の規定により事業計画の認定又は不認定を決定したときは、その結果を鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）により、当該事業計画書を受理した日から1月以内に申請事業主へ通知するものとする。
- 3 対象事業主からの提出であっても、県は、次の各号のいずれかに該当すると認められ、事業計画を認定することが適切でないと判断する場合は、事業計画を認定しないものとする。
 - (1) 申請事業主が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から事業計画の認定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合
 - (2) 前号の他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合
- 4 第2項の規定による認定通知書を受理した申請事業主は、次条の規定による奨励金の申請を行うことができる。

(支給の申請)

第7条 奨励金の申請を行う申請事業主は、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 専門家の支援を受けたことを示す書類（契約書、覚書等の写し）
 - (2) 事業承継計画書の写し又は専門家の支援の報告書の写し
 - (3) 専門家に対し謝金等を支払ったことを示す書類（請求書、領収書等の写し）
 - (4) 他の助成制度を活用した場合はこれを示す書類（他の助成制度等の支給決定通知書等の写し）
 - (5) 前号の他、県が必要と認める書類
- 2 前項の奨励金の申請は、専門家の支援が終了した日又は専門家への謝金等の支払が完了した日のいずれかのうち遅いほうの日（以下「事業完了日」という。）から起算して3月以内に行うものとする。

（支給の決定等）

- 第8条 県は、前条の規定により提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。
- 2 県は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは奨励金の支給を決定するものとする。
- 3 県は、前項又は次条の規定により奨励金の支給又は不支給を決定したときは、申請事業主に対して、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により、当該申請書を受理した日から2月以内に通知するものとする。
- 4 県は、奨励金の支給決定を行ったときは、支給決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（不支給要件）

- 第9条 第6条の規定による事業計画の認定を受けた申請事業主からの申請であっても、県は、次の各号のいずれかに該当すると認められ、奨励金を支給することが適切でない判断する場合は、奨励金の全部又は一部を支給しないものとする。
- (1) 申請事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合
 - (2) 第6条に規定する事業計画の認定が決定されるまで又は専門家との契約等を締結するまでに事業を開始していた場合
 - (3) 前号の他、第1条に規定するこの制度の趣旨に沿わないことが明らかである場合

（暴力団等の排除）

- 第10条 第6条及び第8条の規定にかかわらず、県は、申請事業主又は専門家が次の各号のいずれかに該当する場合、事業計画を認定しない、又は奨励金を支給しないものとする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

（奨励金の返還）

- 第11条 県は、奨励金の支給を受けた申請事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給決定取消・返還通知書（様式第5号）により、当該申請事業主に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。
- (1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合
 - (2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合
 - (3) 申請事業主又は専門家が、事業計画の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

（調整）

- 第12条 申請事業主が、県からの他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、奨励金を支給しないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別途商工労働部長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

鳥取県知事

様

〒

提出事業主 所在地

名称

代表者職氏名

印

鳥取県事業承継経営強化奨励金の申請を行いたいので、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領第5条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 申請事業主の概要

業 種		資 本 金	円
主 要 製 品		創 業 年 月	年 月
		設 立 年 月	年 月
年間売上高	円	従 業 員 数	名
事業承継の検討状況、事業承継に向けた課題、経営面における課題			

2 専門家による支援内容（予定）

専門家氏名	〒		
専門家連絡先	〒		
支援を受ける内容			
支援時期（注1）	年 月から 年 月まで	支払経費	計 円
他支援制度の活用	有（活用制度の名称、金額 円）・無		

3 本申請に係る担当者の連絡先

氏名		電 話	
役職		ファクシミリ	
電子メール			

4 事業承継について商工団体、金融機関等の支援を受けていることの証明
上の事業主に対し、事業承継に係る支援を行っていることを証明します。

所在地

名称

代表者職氏名

印

注1 支援が開始された日（第6条の認定を受けた日以降の日とする）から1年以内とする。

注2 1ページに収まらない場合、複数ページ又は別紙添付としてもよい。

鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書

鳥取県知事 様

〒

申請事業主 所在地
 名称
 代表者職氏名

印

鳥取県事業承継経営強化奨励金の支給を受けたいので、鳥取県事業承継経営強化奨励金支給要領第7条の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業計画認定日及び認定通知番号 年 月 日付第 号
 2 支援内容（実績）

専門家氏名			
専門家連絡先	〒		
支援内容			
支援時期（注1）	年 月から 年 月まで	支払った経費	計 円
他支援制度の活用	有（活用制度の名称、金額 円）・無		

- 3 奨励金振込先（登録者は、口座名義欄に県振込口座等登録番号を記載してもよい）

金融機関名		支店名	
口座の種類	当座・普通	口座番号	
(フリガナ) 口座名義	-----		

- 4 本報告に係る担当者の連絡先

氏名		電話	
役職		ファクシミリ	
電子メール			

注1 支援が開始された日（第6条の認定を受けた日以降の日とする）から1年以内とする。

注2 1ページに収まらない場合、複数ページ又は別紙添付としてもよい。

鳥取県事業承継経営強化奨励金 提出書類等チェックリスト

■要領第5条関係（事業計画書提出） チェックリスト

根拠	チェック項目	チェック
第1項	鳥取県事業承継経営強化奨励金事業計画書（様式第1号）	
	（他に必要なときは県から連絡します）	
	事業計画書を提出する日（ 年 月 日）は、事業開始日（＝専門家の支援が開始される日）（予定 年 月）より前の日ですか？ ※事業計画の認定を受けてから、専門家の支援を開始すること。	
	支援を受けている商工団体、金融機関等の証明をもらっていますか？	
—	事業開始日（予定 年 月）から終了する日（予定 年 月）は1年以内ですか？	

■要領第7条関係（支給申請書提出） 提出書類等チェックリスト

根拠	チェック項目	チェック
第1項	鳥取県事業承継経営強化奨励金支給申請書（様式第3号）	
	専門家の支援を受けたことを示す書類（契約書、覚書等の写し）	
	事業承継計画書の写し又は専門家の支援の報告書の写し	
	専門家に対し謝金等を支払ったことを示す書類（請求書、領収書等の写し）	
	（該当する場合）他の助成制度を活用したことを示す書類（他の助成制度等の支給決定通知書等の写し）	
	（他に必要なときは県から連絡します）	
第2項	支給申請書を提出する日（ 年 月 日）は、事業完了日（ 年 月 日）から3か月以内の日ですか？ ※事業完了日は、専門家の支援が終了した日（ 年 月 日）又は専門家への謝金等の支払が完了した日（ 年 月 日）のいずれかの遅い日	